

第75回 税理士試験

〔 所得税法 〕

解答速報

第75回 税理士試験 所得税法

Z-75-C [第一問] 解答

問1 税理士であるあなたは、令和7年1月某日、給与所得者である居住者甲から、令和6年に行った株式等の金融商品の取引に関して、次の税務相談を受けた。

(甲の相談内容)

- ・ 国内にある金融商品取引業者A(以下「A証券」という。)に特定口座(源泉徴収選択口座)を開設して国内株式Xの保管を行っているところ、A証券から令和6年分年間取引報告書の送付があり、同報告書の株式Xの譲渡に係る記載内容は次のとおりであった。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	500,000円	1,500,000円	△1,000,000円

- ・ また同報告書には、国内株式Xに係る配当等の額として20万円が記載されている。
- ・ A証券には特定口座以外の口座(一般口座)も開設しており、次のとおり、同口座において国内株式Y及び同Zの売却を行っている。

銘柄	売却金額	購入金額及び譲渡に要した委託手数料等	差引金額
Y(非上場)	1,000,000円	500,000円	500,000円
Z(上場)	2,000,000円	1,600,000円	400,000円

- ・ 国内株式Y及び同Zについて、配当の支払いはない。
- ・ 国内にある金融商品取引業者B(以下「B証券」という。)を相手方とする外国為替証拠金取引(FX)の差金等決済により、次のとおり、差益が生じている。

種類	差金等決済に係る利益の額	手数料等	差引金額
為替証拠金米ドル/円	430,000円	30,000円	400,000円

- ・ 株式の売却損については、他の所得と通算できるものがあると聞いたが、実際、どのような取扱いになるのか。

上記の相談内容に関して、次の(1)~(4)の間に答えなさい。

(注1) 復興特別所得税及び住民税並びに源泉徴収の手続について説明する必要はない。

(注2) NISA制度(非課税口座制度)について説明する必要はない。

(注3) A証券及びB証券は第一種金融商品取引業者に該当する。

- (1) 上場株式等を譲渡した場合の課税方法(方式)((3)の間に係る事項は除く)について、簡潔に説明しなさい。
- (2) 先物取引の差金等決済による差益の課税方法(方式)について、簡潔に説明しなさい。
- (3) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、簡潔に説明しなさい。
- (4) 国内株式Xの譲渡損失の取扱いについて、相談内容における事実関係に沿って具体的に説明しなさい。

(30点)

(1)について

1 原則(措法37の11) **3**

居住者が、上場株式等を金融商品取引業者に対する売委託の方法により譲渡をした場合には、その株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分し、上場株式等に係る譲渡所得等の金額(課税所得金額は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額)として、その15%相当額の所得税を課する。

2 特定口座内保管上場株式等の特例

① 所得計算等の特例(措法37の11の3) **1**

居住者が、特定口座内保管上場株式等を譲渡した場合には、その譲渡所得等の金額と他の上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

② 申告不要(措法37の11の5) **4**

源泉徴収選択口座に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額及びその損失の金額については、その金額を除外したところにより、確定申告をすることができる。

(2)について

先物取引に係る雑所得等の課税の特例(措法41の14) **6**

居住者が、先物取引をし、その差金等決済をした場合には、その差金等決済に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分し、先物取引に係る雑所得等の金額(課税所得金額は、先物取引に係る課税雑所得等の金額)として、その15%相当額の所得税を課する。

(3)について

1 損益通算(措法37の12の2①) **4**

確定申告書を提出する居住者のその年の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2 繰越控除(措法37の12の2⑤) **4**

確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前3年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

(4)について **8**

国内株式Xの譲渡損(100万円)は、源泉徴収選択口座内で国内株式Xの配当(20万円)と通算され、申告不要とすることができる。

この場合、通算しきれない譲渡損(80万円)について繰越控除を受けることができない。

国内株式Xの譲渡損(100万円)を確定申告する場合、国内株式Xの配当(20万円)についても確定申告が必要となり、この配当について総合課税又は申告分離課税を選択できる。

なお、総合課税とした場合はこの譲渡損との通算はできない。

また、国内株式Xの譲渡損(100万円)を確定申告する場合、国内非上場株式Yの譲渡益(50万円)及びB証券を相手方とする外国為替証拠金取引(FX)による差益(40万円)とは通算できないが、国内上場株式Zの譲渡益(40万円)及び申告分離課税とした国内株式Xの配当(20万円)との通算ができ、通算しきれないもの(40万円)は、翌年以後3年間にわたって繰越し、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除することができる。

問2 業務を行う居住者の記帳義務、帳簿書類の保存義務及び当該居住者が申告書に添付すべき書類に関して、当該居住者が青色申告者とそれ以外の者の場合についてそれぞれ説明しなさい。

(注) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定について説明する必要はない。 (20点)

1 青色申告者の場合

(1) 記帳義務、帳簿書類の保存義務 (法148、155、規56～58、63、64) 7

① 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の場合

イ 青色申告者は、帳簿書類を備え付けて、これに不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額に係る取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存しなければならない。

ロ 備え付ける帳簿は、不動産所得、事業所得及び山林所得に係る一切の取引が記録できるような帳簿でなければならない。

なお、この帳簿に代えて損益計算書が作成できる程度に簡略された簡易帳簿の備え付けでも足りる。

また、小規模事業者の現金基準選択者は、最低、現金出納帳と固定資産台帳を備え付けなければならない。

ハ 帳簿及び書類は、原則として7年間保存しなければならない。

② 雑所得を生ずべき業務の場合

その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者で、その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超えるものは、その業務に係る取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を記載した現金預金取引等関係書類を5年間保存しなければならない。

(2) 申告書に添付すべき書類 (法149等) 4

① その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う青色申告者が確定申告書を提出する場合には、貸借対照表、損益計算書その他その業務に係る所得の金額又は純損失の金額の計算に関する明細書(青色申告決算書)を添付しなければならない。

なお、簡易帳簿等による場合は、貸借対照表の添付の必要はない。

② その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分のその業務に係る収入金額が1,000万円を超えるものが確定申告書を提出する場合には、雑所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類(収支内訳書)をその確定申告書に添付しなければならない。

2 それ以外の場合

(1) 記帳義務、帳簿書類の保存義務 (法232) 5

① 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の場合

その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者(青色申告者を除く。)は、帳簿を備え付けて、これにこれらの所得に係る取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を、簡易な方法により記録し、かつ、その帳簿を7年間(この他に作成し又は受領した帳簿及び書類は5年間)保存しなければならない。

② 雑所得を生ずべき業務の場合

その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者で、その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超えるものは、その業務に係る取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を記載した現金預金取引等関係書類を5年間保存しなければならない。

(2) 申告書に添付すべき書類 (法120⑥) 4

① その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者が確定申告書を提出する場合(青色申告書である場合を除く。)には、これらの所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類(収支内訳書)をその確定申告書に添付しなければならない。

② その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分のその業務に係る収入金額が1,000万円を超えるものが確定申告書を提出する場合には、雑所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類(収支内訳書)をその確定申告書に添付しなければならない。

Z-75-C [第二問] 解答

問

I 各種所得の金額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
不動産所得	7,327,100	<p>1 総収入金額</p> <p>(1) 賃貸料収入</p> <p>① アパートの家賃収入 $10,000,000 - 25,000 \times 12月 + 200,000 = 9,900,000$ [2]</p> <p>② アパートの管理費収入 $1,000,000 - 2,500 \times 12月 + 20,000 = 990,000$</p> <p>③ 貸家の家賃収入 $1,800,000 \times \frac{6}{12} = 900,000$ [2]</p> <p>④ 合計 11,790,000</p> <p>(2) 雑収入 $\begin{aligned} & \text{※} \\ & 1,418,685 - 800,000 + 380,000 - 79,685 - 55,000 - 200,000 \\ & = 664,000 \\ & \text{※ 敷金償却} \\ & 800,000 \times (100\% - 70\%) + 200,000 \times 70\% \\ & = 380,000 \text{ [2]} \end{aligned}$</p> <p>(3) 総収入金額の合計額 12,454,000</p> <p>2 必要経費</p> <p>(1) 租税公課 $\begin{aligned} & \text{※1} \quad \text{※2} \\ & 615,000 - 40,000 - 37,500 - 10,000 = 527,500 \text{ [2]} \\ & \text{※1 アパート} \\ & 400,000 \times \frac{1}{10} = 40,000 \\ & \text{※2 貸家} \\ & 150,000 \times \frac{1}{4} = 37,500 \end{aligned}$</p> <p>(2) 修繕費 $2,300,000 + 150,000 - 1,000,000 = 1,450,000$</p> <p>(3) 保険料 $\begin{aligned} & \text{※1} \quad \text{※2} \\ & 550,000 - 400,000 + 68,400 - 100,000 + 10,000 = 128,400 \\ & \text{※1 アパート} \\ & 400,000 \times \frac{6}{12 \times 5} \times \frac{9}{10} + 36,000 \times \frac{9}{10} \\ & = 68,400 \\ & \text{※2 貸家} \\ & 100,000 \times \frac{6}{12 \times 5} = 10,000 \text{ [2]} \end{aligned}$</p> <p>(4) その他諸経費 $610,000 - 300,000 = 310,000$</p>

区 分	金 額	計 算 過 程
【未償却残高】		(5) 減価償却費
アパート	18,016,666	① アパート $50,000,000 \times 0.038 \times \frac{9}{10} = 1,710,000$ [2]
貸家	[2] 7,116,000	② 貸家 $15,000,000 \times 0.9 \times 0.052 \times \frac{6}{12} = 351,000$ [2] ※ H16年4月～H19年3月 ⇒ 3年 $(22年 - 3年) + 3年 \times 20\% = 19年$ (1年未満切捨) ∴ 0.052
		③ 減価償却費の合計額 2,061,000 (6) 必要経費の合計額 4,476,900 3 青色申告特別控除額 $1 - 2 \geq 650,000 \quad \therefore 650,000$ 4 $1 - 2 - 3 = 7,327,100$ ※ 未償却残高 (1) アパート $50,000,000 - 1,583,334 - 30,400,000 = 18,016,666$ ※ 1 H21年分 $50,000,000 \times 0.038 \times \frac{10}{12} = 1,583,334$ ※ 2 H22年分～R7年分 $50,000,000 \times 0.038 \times 16 = 30,400,000$ (2) 貸家 $15,000,000 - 7,533,000 - 351,000 = 7,116,000$ ※ 減価の額 (H19年3月～R7年6月) $15,000,000 \times 0.9 \times 0.031 \times 18年 = 7,533,000$ ※ 1 22年 $\times 1.5 = 33年 \quad \therefore 0.031$ ※ 2 H19年3月～R7年6月 ⇒ 18年 (6月未満切捨)
給与所得	5,020,000	1 収入金額 $6,750,000 + 50,000 = 6,800,000$ 2 給与所得控除額 $6,800,000 \times 10\% + 1,100,000 = 1,780,000$ 3 $1 - 2 = 5,020,000$
退職所得	[2] 2,400,000	1 収入金額 $4,000,000$ 2 退職所得控除額 $400,000 \times 4年 = 1,600,000$ ※ R3年6月25日～R7年3月31日 ⇒ 4年 (1年未満切上) 3 $1 - 2 = 2,400,000$

区 分	金 額	計 算 過 程
配当所得	1,000,000	A株式みなし配当 ※ $1,500 \times 1,000 \text{株} - 500 \times 1,000 \text{株} = 1,000,000$ ※ 1株当たりの資本金等の額 $\frac{197,500,000}{400,000 \text{株} - 5,000 \text{株}} = 500$
譲渡所得 一般株式等の譲渡所得等	2 250,000	A株式 $(1,500 \times 1,000 \text{株} - 1,000,000) - 250 \times 1,000 \text{株} = 250,000$
総合短期 総合長期	0 2 380,000	1 譲渡損益 (1) 総合短期(純金コイン) $800,000 - 450,000 - 20,000 = 330,000$ (2) 総合長期 ① 絵画 $2,000,000 - 400,000 - 50,000 = 1,550,000$ ② ゴルフ会員権 $1,000,000 - (1,500,000 + 300,000) - 200,000 = \Delta 1,000,000$ ③ ①+②=550,000 ※ 家財の譲渡損失はないものとみなす 2 2 特別控除 $330,000 - 330,000 = 0$ (総合短期) $550,000 - (500,000 - 330,000) = 380,000$ (総合長期)
分離長期	2 940,000	土地の贈与 ※ $1,000,000 - 60,000 = 940,000$ ※ $1,000,000 \times 5\% = 50,000 < 60,000 \therefore 60,000$
雑所得	655,000	1 公的年金等 (1) 収入金額 $550,000 + 600,000 = 1,150,000$ (2) 公的年金等控除額 ※ $10,000,000 < 17,632,100 \leq 20,000,000$ ※ $7,327,100 + 5,020,000 + 1,000,000 + 380,000 \times \frac{1}{2} + 505,000 + 940,000 + 250,000 + 2,400,000 = 17,632,100$ $1,150,000 \leq 3,300,000$ $\therefore 1,000,000$ (3) (1)-(2)=150,000 2 2 その他の雑所得 (1) 総収入金額 ① 講演料 55,000 ② 暗号資産 $11,500,000 + 500,000 = 12,000,000$ ③ 合計 12,055,000 2 ※ 為替差益は継続して保有していることから認識しない (2) 必要経費 $15,000,000 - 3,500,000 + 50,000 = 11,550,000$ 2 (3) (1)-(2)=505,000 3 1+2=655,000

区 分	金 額	計 算 過 程
一時所得	0	(1) 総収入金額 ふるさと納税返礼品 80,000 [2] (2) 支出した金額 0 (3) 特別控除額 (1)-(2)=80,000<500,000 ∴ 80,000 (4) (1)-(2)-(3)=0
利子所得	0	外貨預金の利息 79,685÷0.79685=100,000(源分)

II 課税標準額の計算

(単位:円)

区 分	金 額	計 算 過 程
総所得金額	14,092,100	1 所得金額調整控除 ※ 5,020,000-100,000=4,920,000 [2] ※ 5,020,000>100,000 ∴ 100,000 150,000>100,000 ∴ 100,000 100,000+100,000-100,000=100,000 2 総所得金額 7,327,100+4,920,000+1,000,000+380,000× $\frac{1}{2}$ +655,000=14,092,100
長期譲渡所得の金額	940,000	
一般株式等に係る譲渡所得等の金額	250,000	
退職所得金額	2,400,000	
課税標準額の合計	17,682,100	

III 所得控除額の計算

(単位:円)

区 分	金 額	計 算 過 程
社会保険料控除	[2] 1,248,546	790,776+52,530+405,240=1,248,546
生命保険料控除	[2] 100,000	(1) 一般分 ① 旧一般 $25,000+(50,000-25,000) \times \frac{1}{2} = 37,500$ ② 新一般 $20,000+(40,000-20,000) \times \frac{1}{2} = 30,000$ ③ ①+②>40,000 ∴ 40,000 (2) 個人年金分 150,000>80,000 ∴ 40,000 (3) 介護医療分 20,000≤20,000 ∴ 20,000 (4) (1)+(2)+(3)=100,000
寄附金控除	398,000	※ 400,000-2,000=398,000 ※ 400,000≤17,682,100×40% ∴ 400,000
配偶者控除	0	合計所得金額が1,000万円を超えるため適用なし
配偶者特別控除	0	合計所得金額が1,000万円を超えるため適用なし

区 分	金 額	計 算 過 程
扶養控除	1,260,000	1 乙の判定 $2,000,000 - (1,650,000 - 300,000 - 30,000 + 40,000 + 7,600 + 190,000) = 442,400$ $442,400 \leq 480,000 \quad \therefore \text{該当 } 630,000$ ※1 固定資産税 $400,000 \times \frac{1}{10} = 40,000$ ※2 保険料 $400,000 \times \frac{6}{12 \times 5} \times \frac{1}{10} + 36,000 \times \frac{1}{10} = 7,600$ ※3 減価償却費 $50,000,000 \times 0.038 \times \frac{1}{10} = 190,000$ 2 丙の判定 $1,000,000 - 550,000 = 450,000 \leq 480,000$ $\therefore \text{該当 } 630,000 \quad \boxed{2}$ ※ 上場配当等は申告不要とする 3 控除額 $630,000 + 630,000 = 1,260,000$
基礎控除	480,000	$17,682,100 \leq 24,000,000 \quad \therefore 480,000$
所得控除の合計額	3,486,546	

IV 課税所得金額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
課税総所得金額	10,605,000	$14,092,100 - 3,486,546 = 10,605,000$ (千円未満切捨)
課税長期譲渡所得金額	0	$940,000 - 940,000 = 0$ ※ $940,000 \leq \underline{1,000,000} \quad \therefore 940,000$ $\boxed{2}$
一般株式等に係る課税 譲渡所得等の金額	250,000	
課税退職所得金額	2,400,000	

V 税額控除額及び税額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
課税総所得金額に対する税額	1,963,650	$10,605,000 \times 33\% - 1,536,000 = 1,963,650$
課税長期譲渡所得金額に対する税額	0	
一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額	37,500	$250,000 \times 15\% = 37,500$
課税退職所得金額に対する税額	142,500	$2,400,000 \times 10\% - 97,500 = 142,500$
小 計	2,143,650	
配当控除	2 57,250	$10,605,000 + 250,000 = 10,855,000$ $10,855,000 - 10,000,000 = 855,000$ $855,000 \times 5\% + (1,000,000 - 855,000) \times 10\% = 57,250$
認定住宅等新築等特別控除	2 579,500	$150\text{m}^2 \geq 50\text{m}^2$ 、 $17,682,100 \leq 20,000,000$ ∴ 適用あり $45,300 \times 150\text{m}^2 - 1,000,000 = 5,795,000$ $5,795,000 \leq 6,500,000$ ∴ $5,795,000$ $5,795,000 \times 10\% = 579,500$ (百円未満切捨)
差引所得税額	1,506,900	
復興特別所得税額	31,644	$1,506,900 \times 2.1\% = 31,644$
所得税及び復興特別所得税の額	1,538,544	
所得税等の源泉徴収税額	1,258,821	$55,000 \times \frac{100}{110} \times 10.21\% + 181,600 + 4,000,000 \times 20.42\%$ <hr/> 2 $+ 9,000 + 1,000,000 \times 20.42\% + 550,000 \times 7.6575\% = 1,258,821$
所得税等の申告納税額	279,700	(百円未満切捨)
所得税等の予定納税額	0	
納付すべき税額又は還付される税額	279,700	

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

理論問題については、ある程度想定された論点からの出題であり、問題演習において練習していた論点でもあることから、ある程度の内容は記述していきたい。なお、問1において、具体的な金額による譲渡損失の取扱いが問われたことから、計算問題での取扱いを思い出しつつ、適切な説明ができたかどうか、また、問2においては、青色、白色、事業所得等、雑所得に区分した上で、取扱いを正確に記述できたかどうかのポイントになると思われる。

計算問題については、例年同様、総合問題1問の形式であったが、例年と比べると譲渡所得（特に土地建物等）の論点が、質、量ともに少なく、全体の傾向としても、例年より金額は合わせやすい問題であったと考えられる。但し、問題量はそれなりにあり、一部に判断に迷う論点もあることから、高得点は難しいであろう。なお、同一生計親族である乙に対して賃貸している部分の収入及び経費の取扱いが合わせられると大きいと思われる。

●合格ライン

〔第一問〕

問1の合格確実ラインは26点、合格ラインは22点程度であると思われる。

問2の合格確実ラインは18点、合格ラインは14点程度であると思われる。

〔第二問〕

合格確実ラインは38点程度、合格ラインは28点程度であると思われる。

合格ラインは、第一問が36点前後、第二問が28点前後、合計64点前後と考えられる。

合格確実ラインは、第一問が44点前後、第二問が38点前後、合計82点前後と考えられる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
64点以上	—	次の科目に進みましょう。
58点～63点	—	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。
52点～58点	平均点以上	「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。なお、学習時間を確保できる方は次の科目も受講しましょう。
	平均点未満	「年内完結＋上級コース」または「ベーシックコース」で基本項目の再確認を行いましょう。
51点以下	—	「年内完結＋上級コース」または「ベーシックコース」で基本項目の再確認を行いましょう。



夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着400名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出題傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/16 (土) 10:00～11:00	8/19 (火) 19:30～20:30	8/22 (金) 19:30～20:30
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/18 (月) 19:30～20:30	8/24 (日) 10:00～11:00	8/21 (木) 19:30～20:30
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	秋山 和人 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座
ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定: 8/8(金)～



どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を斬る！

要予約

※先着400名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2025年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/14(木) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の
「受験プランニング」



■令和7年度(第75回)税理士試験
「解答解説会動画」



※要申込※



8/11(月祝)
12:00より
公開予定

\\ さらに //

令和7年度(第75回)税理士試験 受験番号をご報告いただいた方に 下記の特典をプレゼント!

■令和7年度(第75回)税理士試験
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

■令和7年度(第75回)税理士試験
「本試験分析会動画」

(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

■合格者の攻略法を知る!
「科目別合格体験記」

合格を勝ち取った方々の科目別の学習法や攻略法を公開します。
今後の科目選択や学習にお役立てください。



受験番号の
報告はこちら



8/15(金)
より
公開予定

さらに

受験番号報告をいただいた方の中から

抽選で**500名**に「**選べるe-GIFT 5,000円分**」をプレゼント

※報告特典対象者への「選べるe-GIFT」のご案内は、受験番号報告時に入力いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします(2025年10月下旬送信予定)。